

令和2年4月診療分から高校生外来が小児医療福祉(マル福)制度の助成対象になりました

市では、少子化対策および福祉の充実を図るため、新たに、令和2年4月診療分から、高校生外来がマル福の助成対象となりました。

該当者には3月下旬に受給者証を郵送しています。マル福助成には所得制限がありますので、一定の所得を超える方は非該当となります。

受給者証が届かない等ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問 本庁 医療保険課 医療・年金 G ☎52-1111 内線162・163

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者（児童を現に監護する方）で、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】下記の(1)～(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1) 感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3) 専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4) 委託した施設において養育することが困難であると認められる場合

○利用期間

1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。

○利用の登録

事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。

○利用の申請

登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。

※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 本庁 こども課こども G ☎52-1111 内線138

【中止のお知らせ】普通救命講習会について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による影響を考慮し、毎月第4土曜日に消防本部で実施している救命講習会を当分の間中止させていただくことになりました。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご了承のほど、よろしく願いたします。

問 常陸大宮市消防本部警防課 ☎52-0119